

## 鶴岡市中心市街地居住促進補助金交付要綱

平成 31 年 1 月 15 日告示第 7 号

### 1 目的及び交付

市長は、中心市街地への居住促進と市民の安全及び安心を確保するための環境整備等を推進することを目的に、鶴岡市中心市街地居住促進事業において取り扱う土地（以下「居住促進事業地」という。）の売払いに係る当該土地の譲受人に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 56 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### 2 補助対象土地

補助の対象となる土地は、売買契約締結日において分譲開始日から起算して 2 年以上経過した居住促進事業地のうち、過去の取引交渉状況や市内の住宅市場情勢等を総合的に考慮した上で、市長が別に定めるものとする。

### 3 補助対象者

補助の対象となる者は、鶴岡市中心市街地居住促進事業実施要綱（平成 26 年鶴岡市告示第 332 号。以下「実施要綱」という。）第 14 条に掲げる条件を全て具備した譲受人とし、居住促進事業地の売買契約を締結した者とする。

### 4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 自らの住宅を建築するために、譲受人が居住促進事業地の購入に要する費用
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める費用

### 5 補助金の額

補助金の額は、居住促進事業地 1 宅地につき、当該地の売払価格に 10 パーセントを乗じて得た額とし、上限は 30 万円とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### 6 交付申請

補助金の交付を希望する譲受人は、居住促進事業地の売買契約締結日から 6 月以内に、規則様式第 1 号及び次に掲げる書類により交付申請をしなければならない。

- (1) 土地売買契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

## 7 実績報告

実績報告書の提出期限は、居住促進事業地の所有権移転登記完了後30日を経過する日又は3月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は規則第13条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 居住促進事業地売買代金の支払を証明する書類の写し
- (2) 土地の所有者が譲受人であることが分かる登記簿の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

## 8 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の10分の2以内の増減とする。

## 9 補助金の返還

譲受人は、実施要綱第18条に規定する違約金を請求された場合又は売買契約を解除した場合は、この告示に基づき交付された補助金を全て返還しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

## 10 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成31年1月15日から施行する。